

横 浜 市
三ツ境駅周辺地区道路特定事業計画

平成19年4月

横 浜 市 瀬 谷 区
横 浜 市 道 路 局

横 浜 市
三ツ境駅周辺地区道路特定事業計画

【目 次】

1. はじめに	1
2. 交通バリアフリー法の仕組み	1
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路	2
4. 道路特定事業計画とは	3
5. 整備方針	3
6. 整備計画	5
(1) 個別経路の事業計画	
(2) 道路特定事業計画の対象経路	
(3) その他の取組み内容	
7. 道路特定事業計画の推進にあたって	20

1. はじめに

平成12年11月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」が施行されました。

これを受け横浜市では、主要駅周辺や公共施設の集積した地区で基本構想の策定を進めています。そこで瀬谷区を中心に位置し、業務、商業、公共施設、福祉、医療施設が集積している三ツ境駅周辺地区を対象とした「横浜市三ツ境駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を平成19年3月に策定しました。

瀬谷区と道路局では、この基本構想の実現に向け、事業の内容や実施予定期間を定めた「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

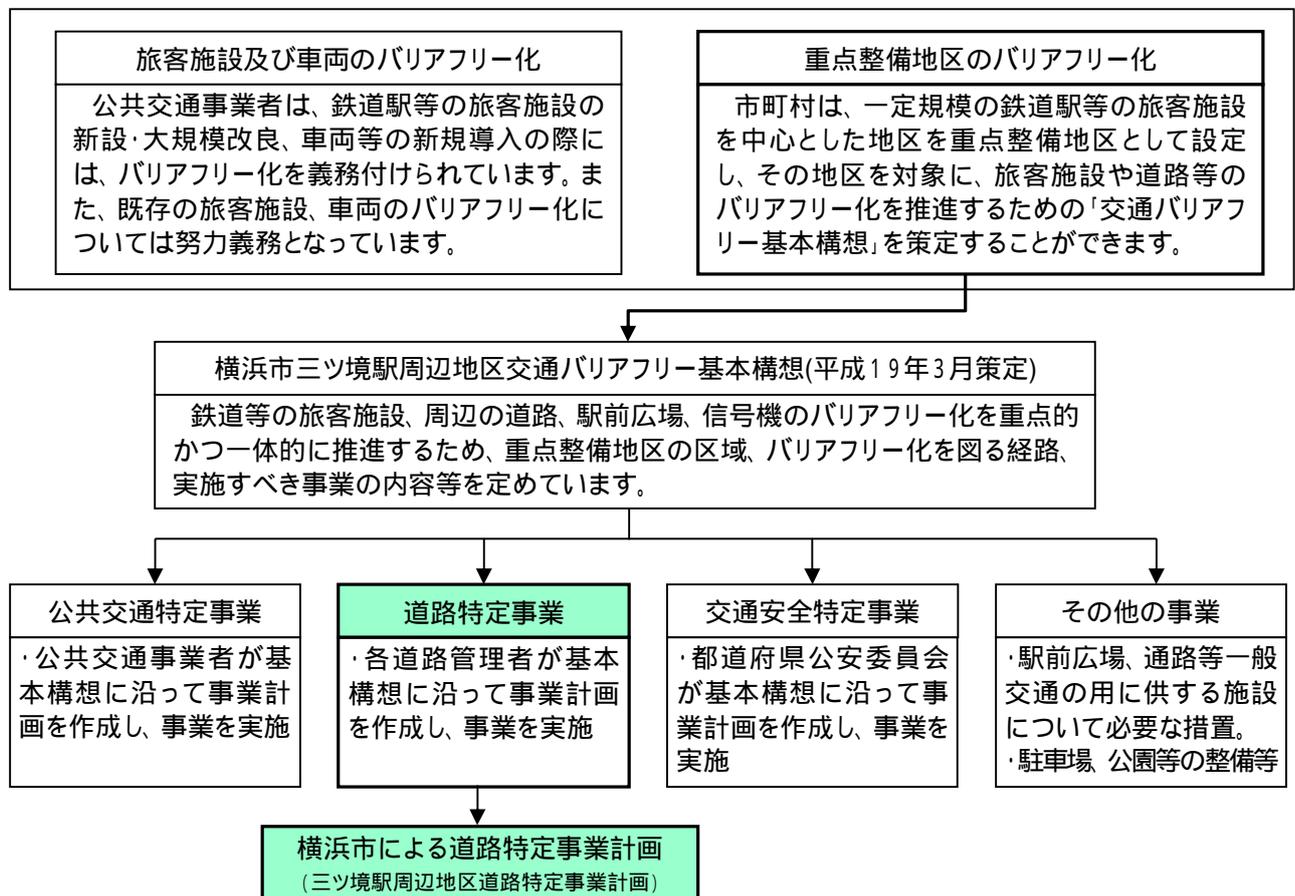
平成18年12月20日に交通バリアフリー法に替わりバリアフリー新法が施行されましたが、本基本構想は、新法施行前の交通バリアフリー法に基づき作成されたものです。

2. 交通バリアフリー法の仕組み

交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性および安全性の向上を図るため「旅客施設及び車両のバリアフリー化」と「重点整備地区のバリアフリー化」の2つの大きな柱によりバリアフリーを推進するものです。

その1つの柱である「重点整備地区のバリアフリー化」を推進するために、学識経験者、高齢者・障害者等の市民の方々、関係する事業者及び行政機関などから構成される地区ごとの部会で検討を重ねて、「交通バリアフリー基本構想」が策定されました。

この基本構想に沿って策定した「道路特定事業計画」に基づき、平成22年までに事業を実施していきます。



3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

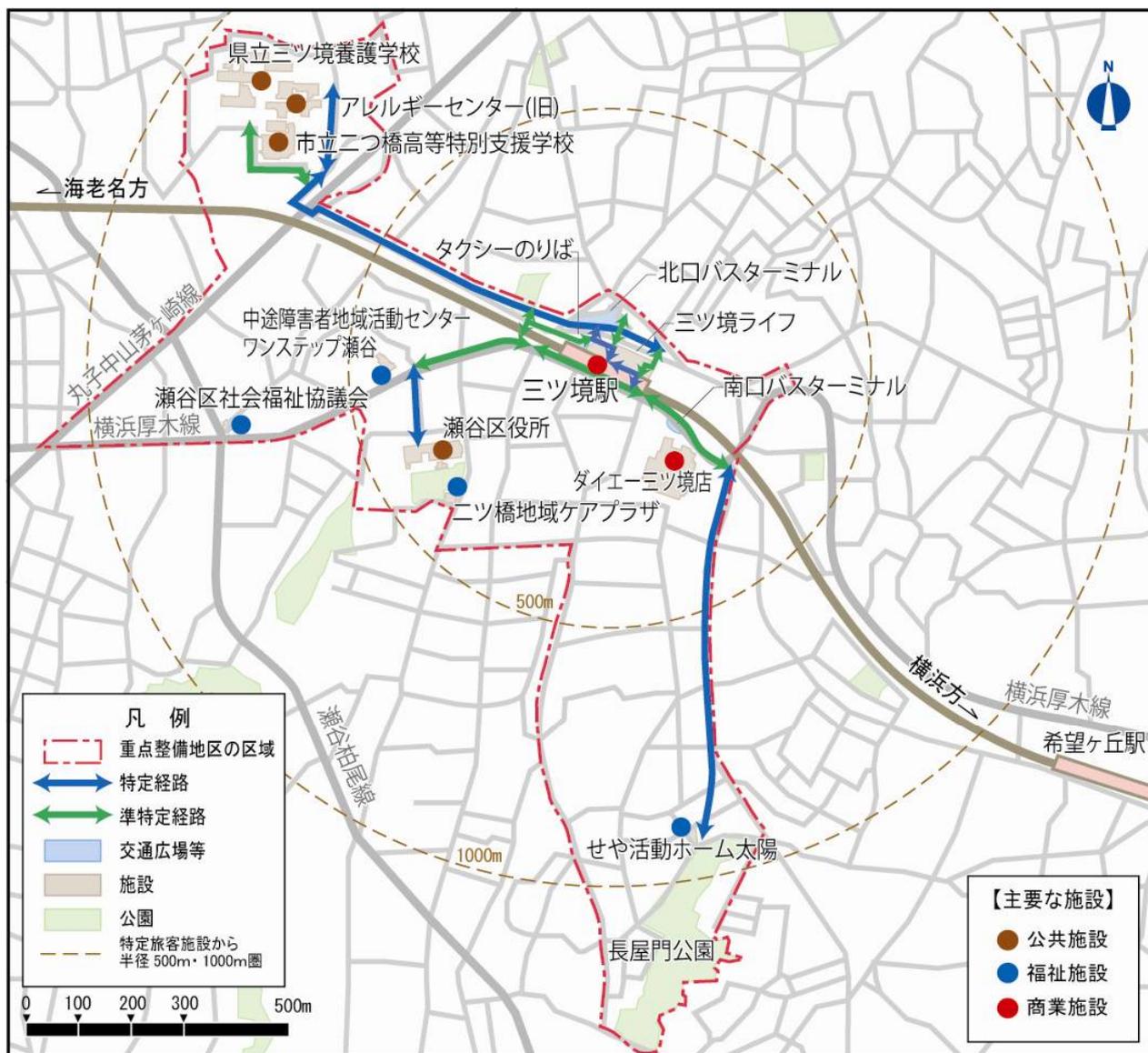
平成19年3月に策定された「横浜市三ツ境駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」において、「特定経路」と「準特定経路」が定められています。

特定経路 

- ・原則として、平成22年までに「交通バリアフリー法」に基づく基準等に沿った整備を実施する経路
- ・現段階において、「横浜市福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づく整備がなされており、高齢者、障害者等の円滑な移動に特に支障のない経路

準特定経路 

- ・可能な限り特定経路の整備内容に準拠しつつ、基本構想等の検討で確認された課題について、今後、補修の機会等を捉えて、バリアフリー化に向けた整備に取り組む経路



4．道路特定事業計画とは

交通バリアフリー法は、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係わる身体の負担を軽減し、その移動の利便性及び安全性の向上を図るため「旅客施設及び車両のバリアフリー化」と「重点整備地区のバリアフリー化」の2つの大きな柱によりバリアフリーを推進するものです。

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

道路特定事業を実施する「道路の区間」
区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

* 重点整備地区：利用者が相当数である鉄道駅などの旅客施設を中心としたおおむね500mの範囲(徒歩圏)に公共施設、福祉施設などの主要な施設が立地している地区で、重点的・一体的にバリアフリー化を実施していく区域

5．整備方針

(1) 目標年次

「特定経路」や「準特定経路」については、平成22年までに整備を実施します。

(経路の種別については、「3．重点整備地区とバリアフリー化を図る経路」を参照してください)

(2) 整備レベルの設定

平成22年までに重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、地域特性や周辺沿道状況を考慮して、部分的な改修等によりバリアフリー化に向けた整備を実施します。

なお、効果的な整備を実施するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮して整備レベルを決定しています。

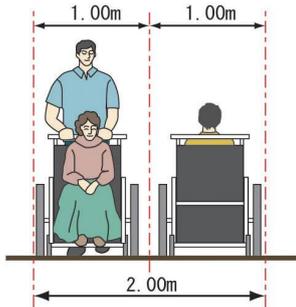
(3) 道路の移動円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

「道路の移動円滑化整備ガイドライン」及び「よこはまの道 バリアフリー整備ガイドライン(横浜市)」を基本とした整備を実施します。

道路の移動円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

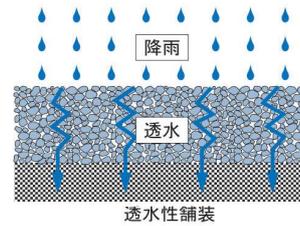
■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



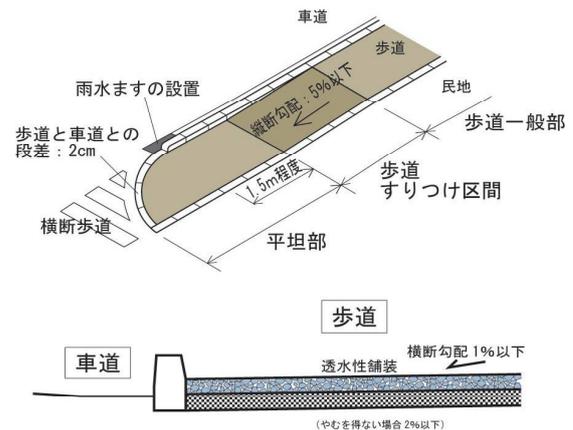
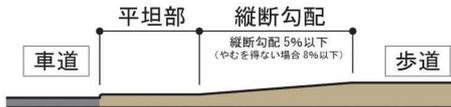
■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



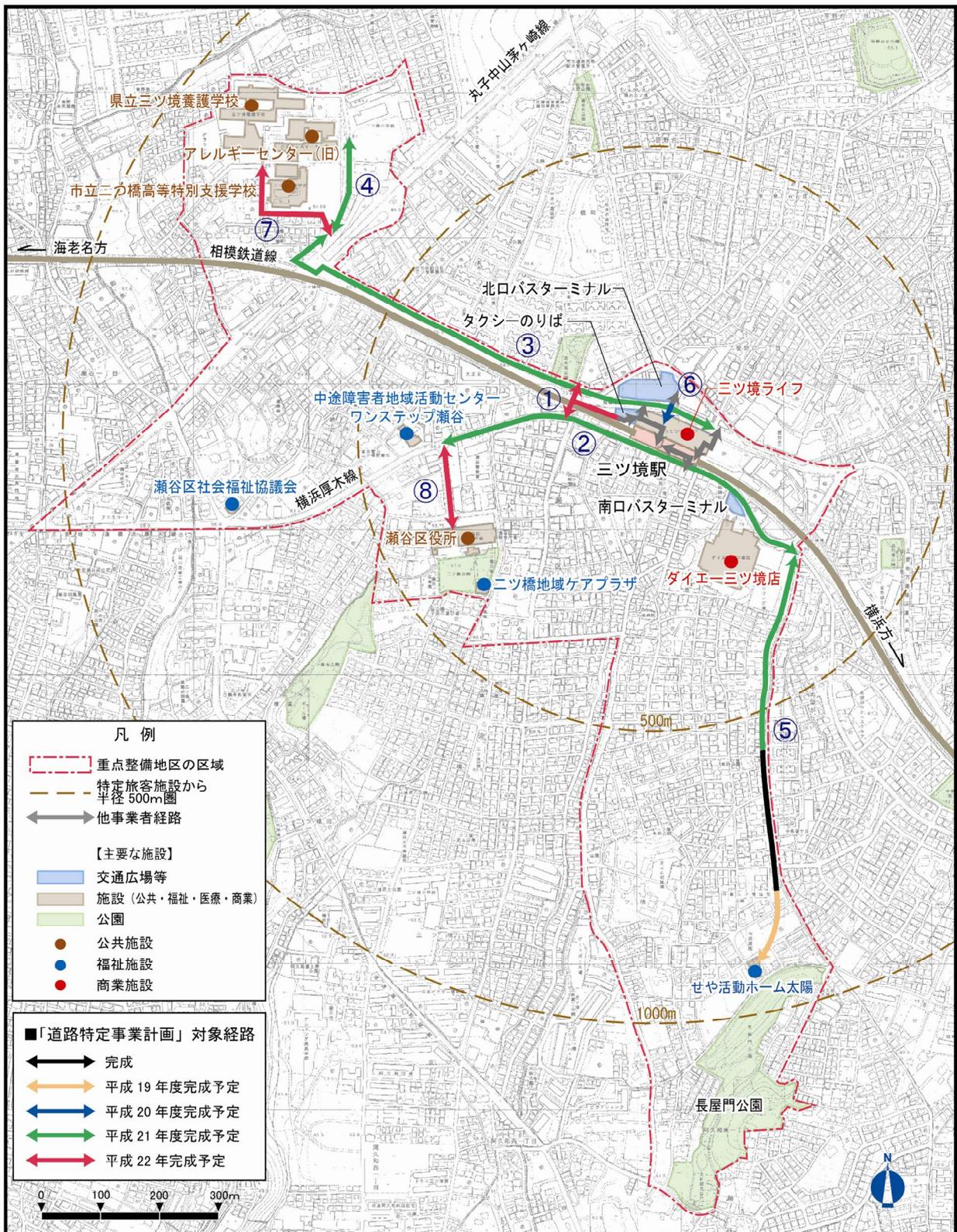
■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。
(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄の駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。

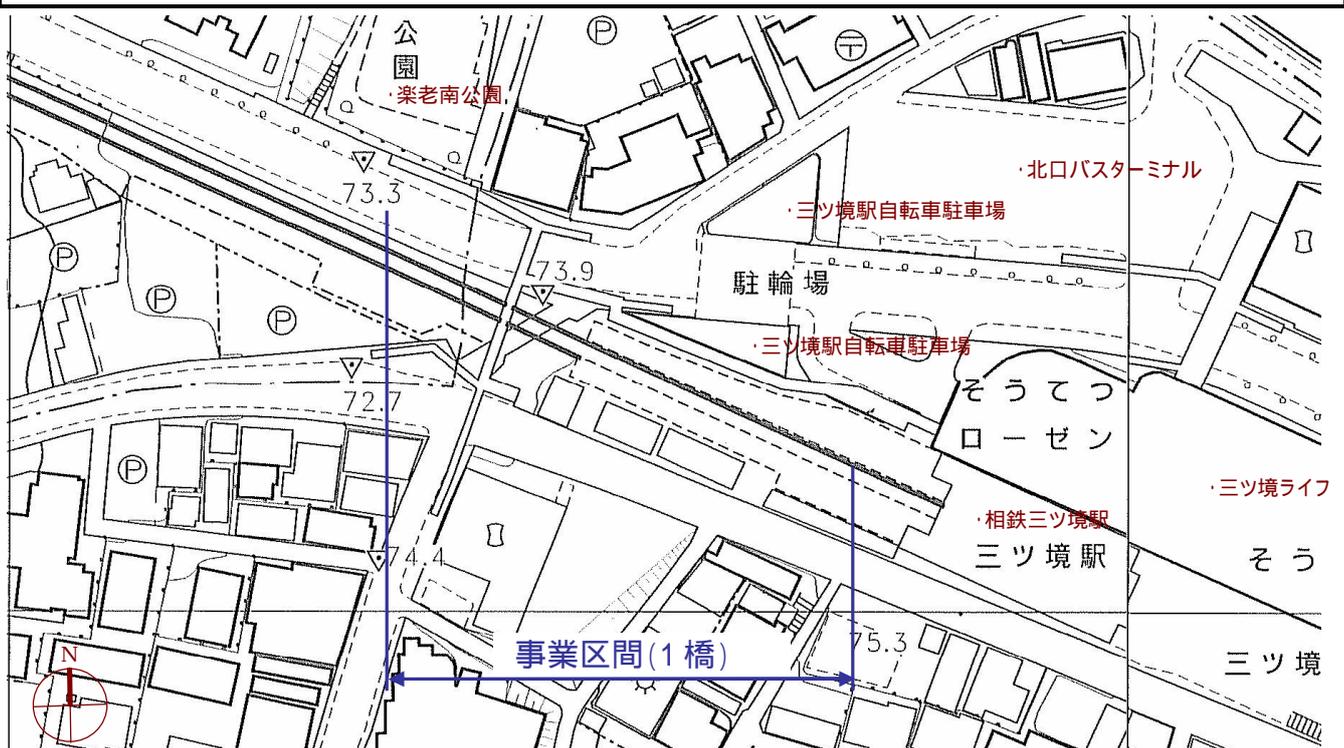


視覚障害者誘導用ブロックの設置例

(2) 道路特定事業計画の対象経路



道路特定事業計画書【準特定経路】				
経路名	駅西歩道橋			
事業区間	三ツ境歩道橋及び駅北連絡部			
事業延長	(1橋)			
事業実施予定期間	平成19年度～平成22年			
【整備方針】				
三ツ境駅から駅西側地域への経路であるが、縦断勾配がきつい等の課題がある。 そのため、縦断勾配の緩和等の歩道橋の改修及びエレベーター等の設置を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m			
歩道の拡幅	m			
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m			
歩道橋の改修	橋	1		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所		
	横断勾配の改修	箇所		
	縦断勾配の改修	箇所		
	舗装の改修	m ²		
	排水施設の改修	m		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m		
	改修	m		
交差点等の部分敷設	新設	箇所		
	改修	箇所		
その他				
横断防止柵の設置	m			
転落防止柵の設置	m			
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				
鉄道事業者と調整を図り実施				



道路特定事業計画書【準特定経路】

経路名 -1 横浜厚木線-1 (横浜厚木第 1211 号線)
 事業区間 区役所前～ 駅西踏切
 事業延長 220m (総延長 670m)
 事業実施予定期間 平成 19 年度～平成 21 年度

【整備方針】

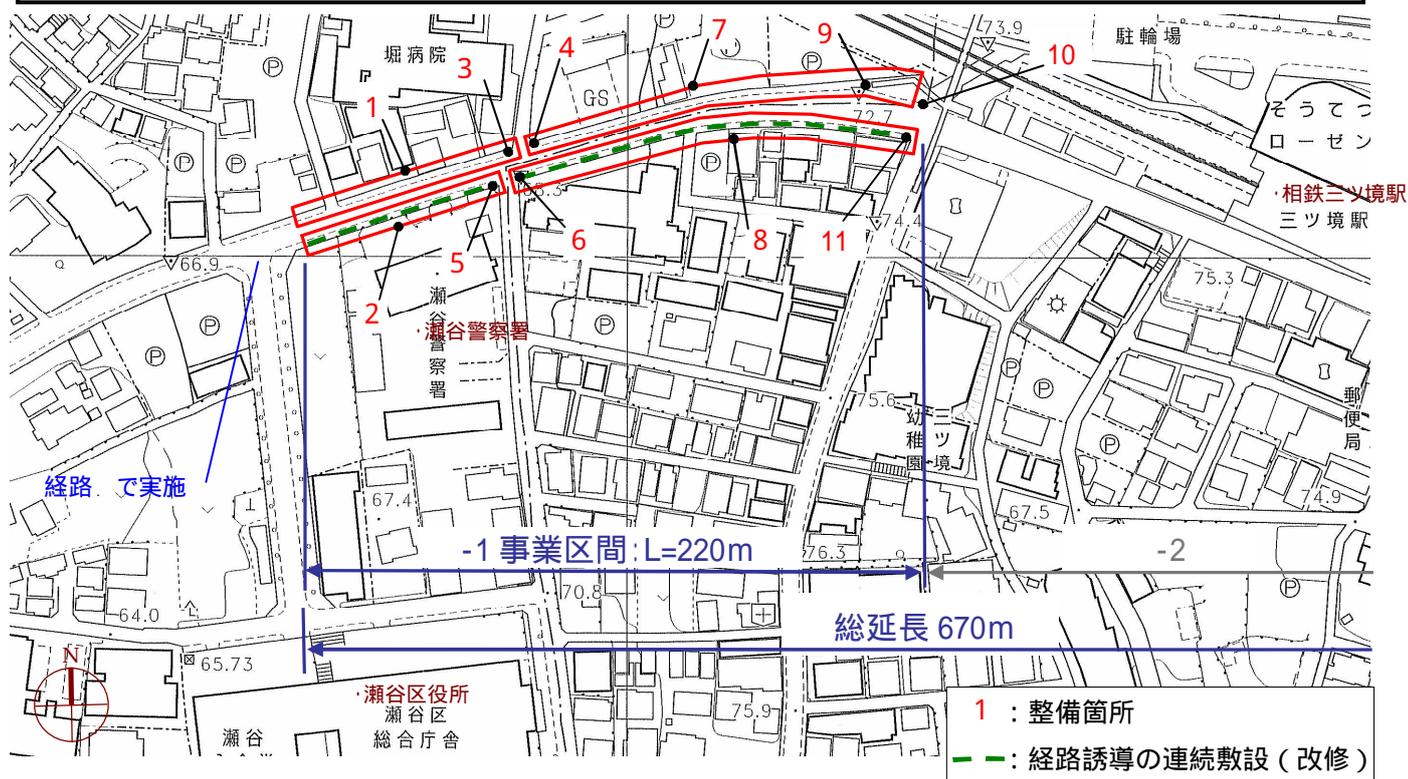
三ツ境駅から瀬谷区役所への主経路であるが、歩道幅員が狭く、波打ち歩道などの課題がある。
 そのため、歩道の全面改修や舗装の改修、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設の改修等を行う。

【事業内容】

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m	194	2,8	
歩道橋の改修	橋			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	6	3～6,10,11
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装の改修	m ²	349	1,7
	排水施設の改修	m	3	4～6
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	-	
	改修	m	204	図示
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	7	3～6,9～11
その他				
横断防止柵の設置	m			
転落防止柵の設置	m			

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】

瀬谷警察署および沿道事業者と調整を図り実施

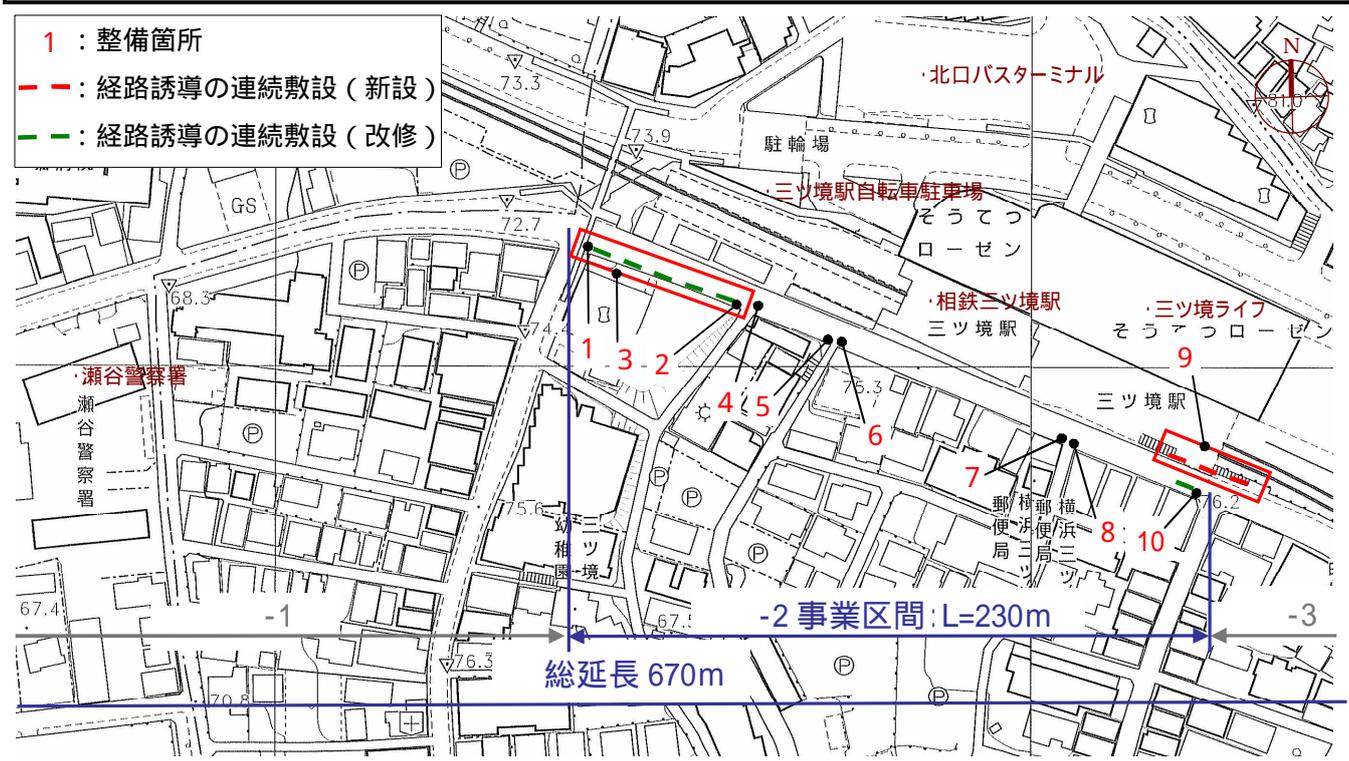


道路特定事業計画書【準特定経路】	
経路名	-2 横浜厚木線-2 (横浜厚木第 1211 号線)
事業区間	駅西踏切～三ツ境駅東側
事業延長	230m (総延長 670m)
事業実施予定期間	平成 19 年度～平成 21 年度

【整備方針】
 三ツ境駅から瀬谷区役所までの主経路であるが、歩道が狭く交差点部の段差等の課題がある。
 そのため、歩道の 신설、拡幅、全面改修とともに、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設の改修等を行う。

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の 신설	m	52	3	
歩道の拡幅	m	48	9, 10	
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m	80	3	
歩道橋の改修	橋			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	6	2, 4～8
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	m	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	36	図示
	改修	m	52	図示
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	14	1, 2, 4～10
その他				
横断防止柵の設置	m			
転落防止柵の設置	m			

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】
 鉄道事業者および沿道事業者と調整を図り実施

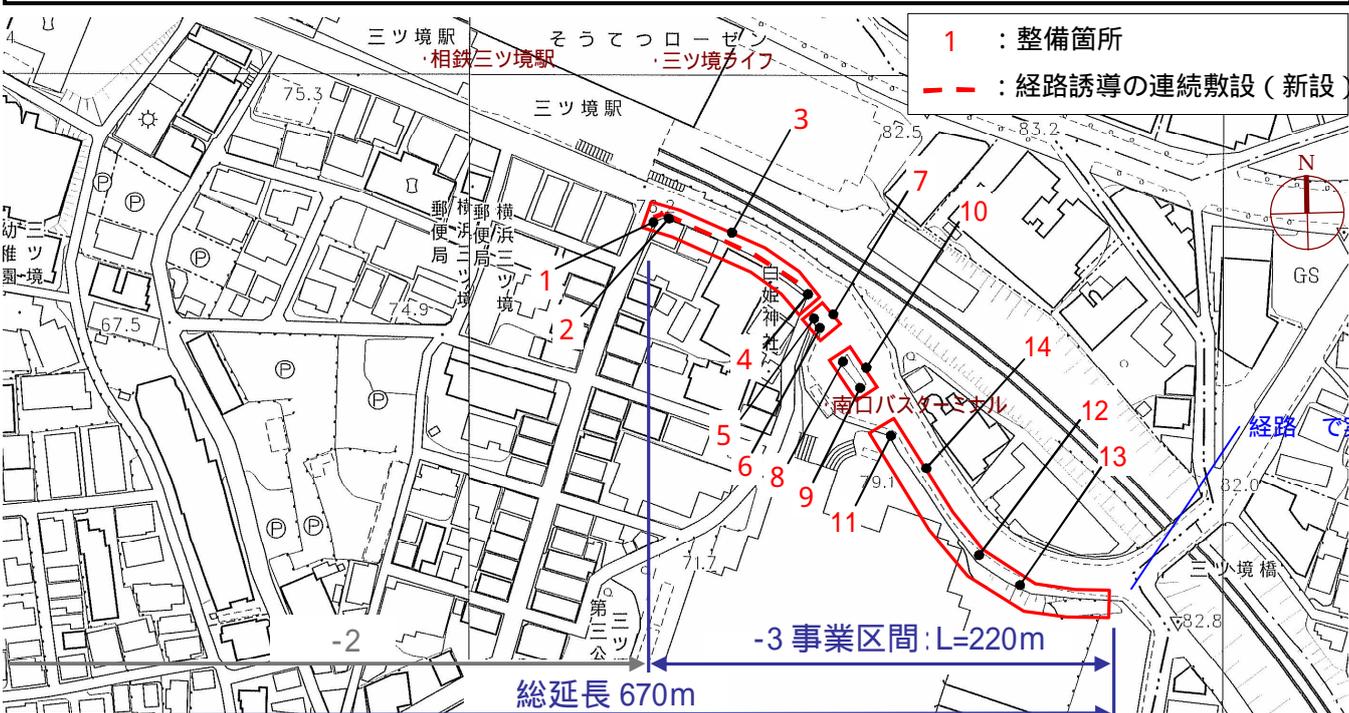


道路特定事業計画書【準特定経路】	
経路名	-3 横浜厚木線-3 (横浜厚木第 1211 号線)
事業区間	三ツ境駅東側～市道東希望が丘第 224 号線
事業延長	220m (総延長 670m)
事業実施予定期間	平成 19 年度～平成 21 年度

【整備方針】
 三ツ境駅から南口バスターミナルおよび市道東希望が丘第 224 号線への主経路であるが、歩道が狭く舗装の不陸等の課題がある。そのため、舗装と排水施設の改修や横断防止柵等の改修による歩道幅員の確保を行うとともに、バスターミナルまでの視覚障害者誘導用ブロックの連続誘導を新設する。

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m	-		
歩道橋の改修	橋			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-	
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装の改修	m ²	378	3,7,10,14
	排水施設の改修	m	65	3
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	65	図示
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	8	1,2,4～6,8,9,11
	改修	箇所	-	
その他				
横断防止柵の設置	m	14	12	
転落防止柵の設置	m	66	12,13	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】
 バス事業者と調整を図り、バスターミナル内への連続誘導を実施

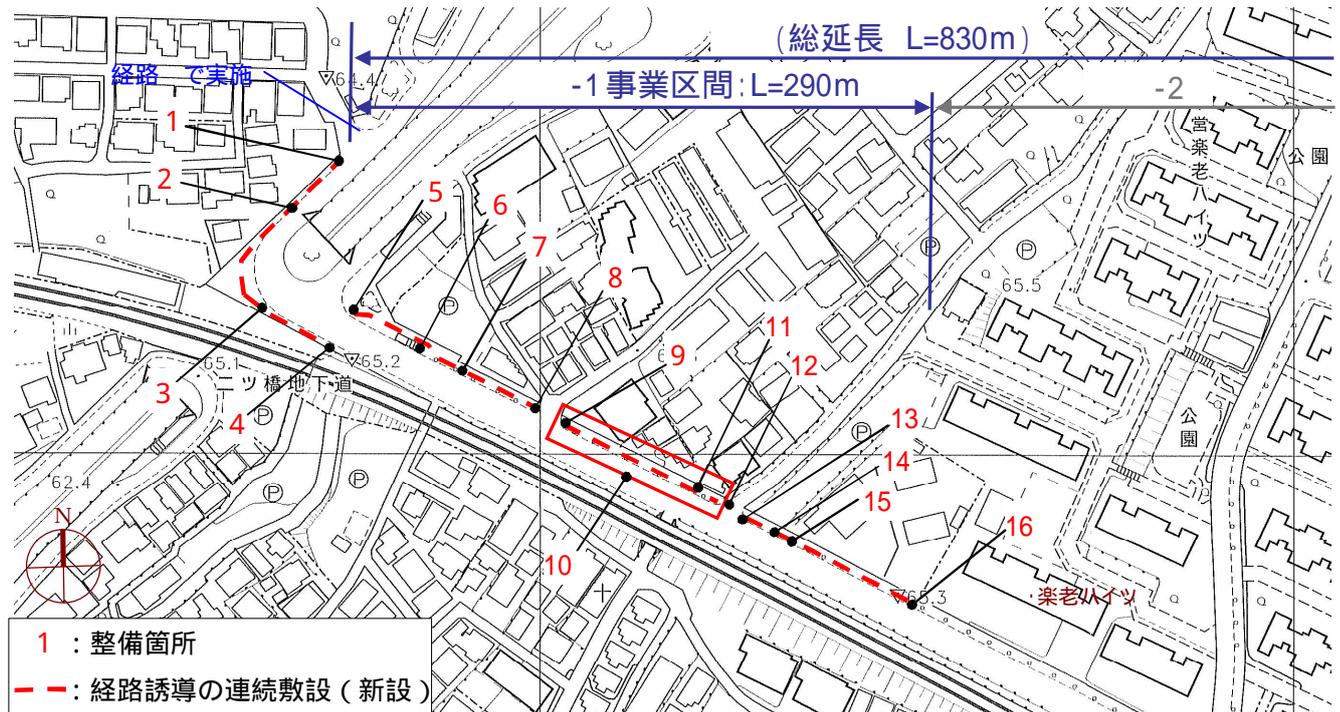


道路特定事業計画書【特定経路】	
経路名	-1 三ツ境下草柳線-1 (市道瀬谷第47号線)
事業区間	丸子中山茅ヶ崎線～楽老ハイツ
事業延長	290m (総延長 830m)
事業実施予定期間	平成19年度～平成21年度

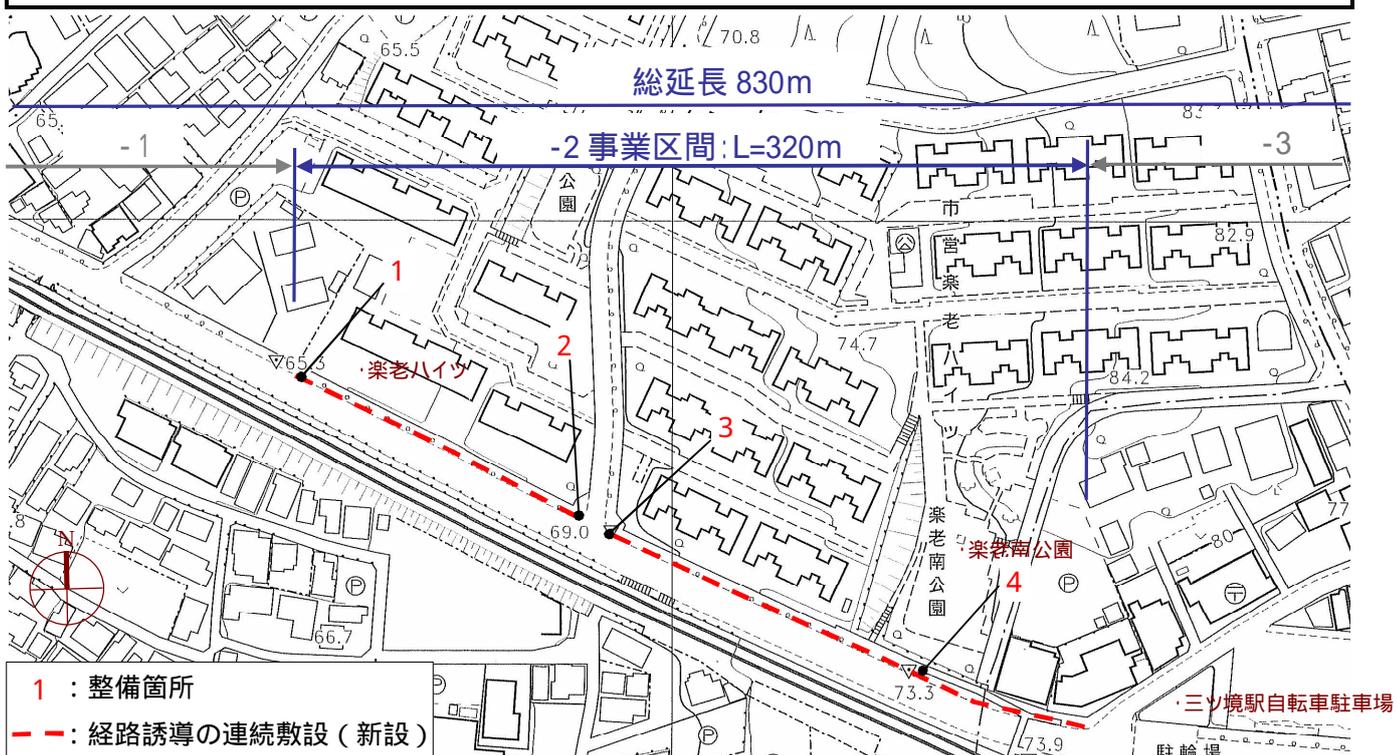
【整備方針】
 三ツ境駅からアレルギーセンター(旧)への主経路であり、概ね広い歩道幅員であるが、段差や横断・縦断勾配がきつい等の課題がある。そのため、交差点部の段差・すりつけ勾配の改修や波打ち歩道の縦断勾配の改修等を行うとともに、アレルギーセンター(旧)への視覚障害者誘導用ブロックの連続誘導を新設する。

【事業内容】		整備項目	事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保					
	歩道の新設	m	-		
	歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修					
	歩道の全面改修	m	-		
	歩道橋の改修	橋	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	9	1,4,5,8,9,12,13,15,16	
	横断勾配の改修	箇所	3	2,3,7	
	縦断勾配の改修	箇所	1	10	
	舗装の改修	m ²	-		
	排水施設の改修	m	-		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m	264	全線	
	改修	m	-		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	13	1,4～9,11～16	
	改修	箇所	-		
その他					
	横断防止柵の設置	m			
	転落防止柵の設置	m			

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】
 乗入れ部については沿道民地と調整を図り実施 電柱等の移設を事業者と調整



道路特定事業計画書【特定経路】				
経路名	-2 三ツ境下草柳線-2 (市道瀬谷第47号線)			
事業区間	楽老ハイツ～三ツ境駅自転車駐車場			
事業延長	320m (総延長 830m)			
事業実施予定期間	平成19年度～平成21年度			
【整備方針】				
三ツ境駅からアレルギーセンター(旧)への主経路であり、広い歩道幅員を有している。 交差点部等の段差・すりつけ勾配の改修および、視覚障害者誘導用ブロックの連続誘導の新設を行う。				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m	-		
歩道橋の改修	橋	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	3	1～3
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	m	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	282	全線
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	5	1～4
	改修	箇所	-	
その他				
横断防止柵の設置	m			
転落防止柵の設置	m			
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				

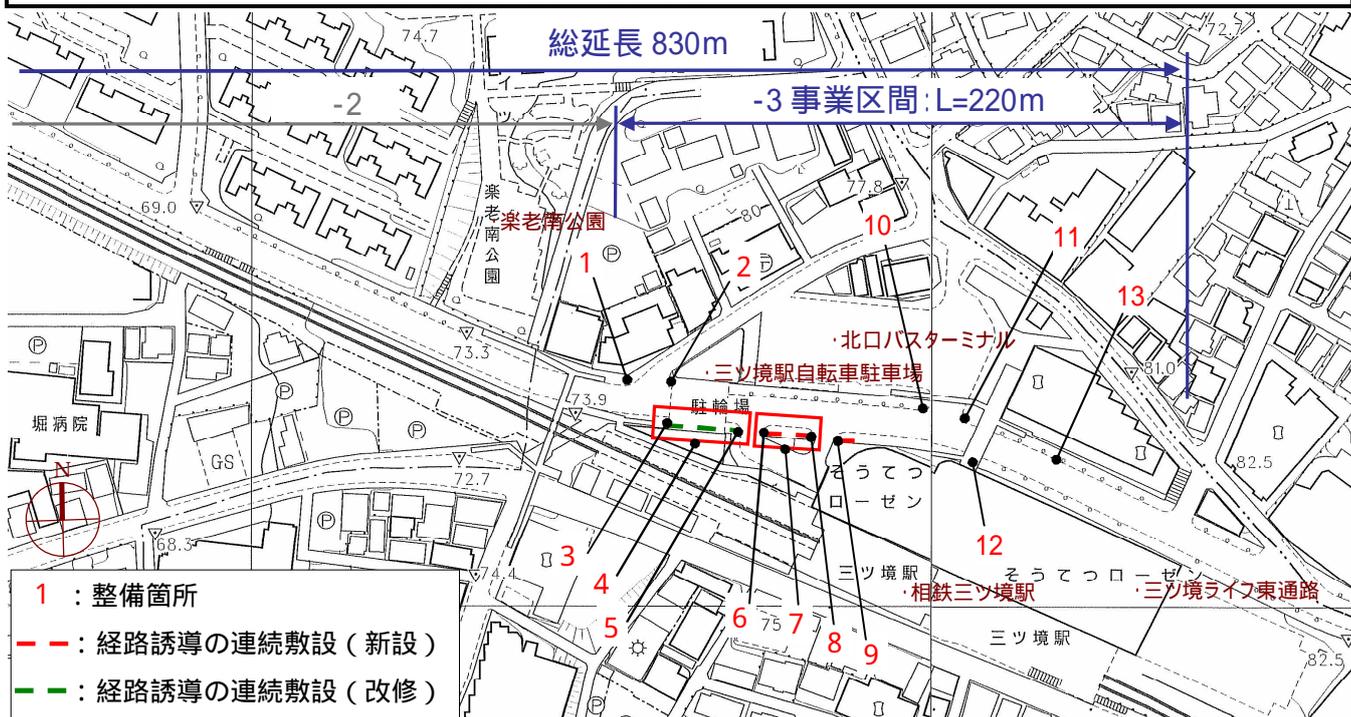


道路特定事業計画書【特定経路】	
経路名	-3 三ツ境下草柳線-3 (市道瀬谷第47号線)
事業区間	三ツ境駅自転車駐車場～三ツ境ライフ東通路
事業延長	220m (総延長 830m)
事業実施予定期間	平成19年度～平成21年度

【整備方針】
 三ツ境駅北側の主経路であり、概ね広い幅員を有しているが、一部横断・縦断勾配がきつい箇所がある。
 そのため、交差点部の段差・すりつけ勾配の改修やセミフラット歩道による縦断勾配等の改修を行うとともに、三ツ境駅からアレルギーセンター（旧）方面への視覚障害者誘導用ブロックの連続誘導を新設する。

【事業内容】		整備項目	事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保					
	歩道の 신설	m	-		
	歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修					
	歩道の全面改修	m	-		
	歩道橋の改修	橋	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	7	3,5,6,8～11	
	横断勾配の改修	箇所	2	12,13	
	縦断勾配の改修	箇所	2	4,7	
	舗装の改修	m ²	-		
	排水施設の改修	m	-		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m	20	図示	
	改修	m	22	図示	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	7	3,5,6,8～11	
	改修	箇所	3	1～3	
その他					
	横断防止柵の設置	m	-		
	転落防止柵の設置	m	-		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】
 連続誘導の整備については、他事業者と調整を図り実施

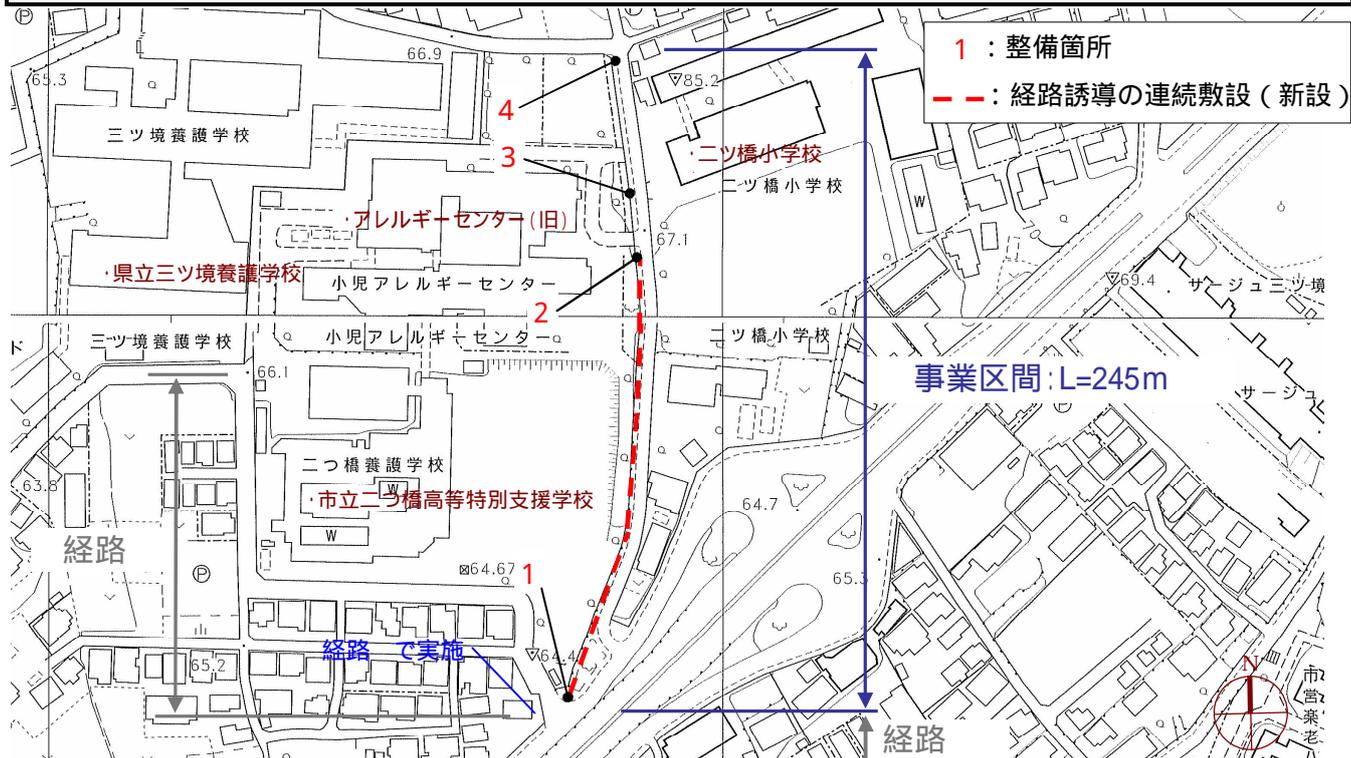


道路特定事業計画書【特定経路】	
経路名	アレルギーセンター（旧）前（市道上瀬谷第342号線）
事業区間	丸子中山茅ヶ崎線～アレルギーセンター（旧）
事業延長	245m
事業実施予定期間	平成19年度～平成21年度

【整備方針】
 アレルギーセンター（旧）への主経路であるが、歩道幅員が狭い。
 そのため、歩道の拡幅を含めた全面改修を行うとともに、視覚障害者誘導用ブロックの連続誘導を新設する。

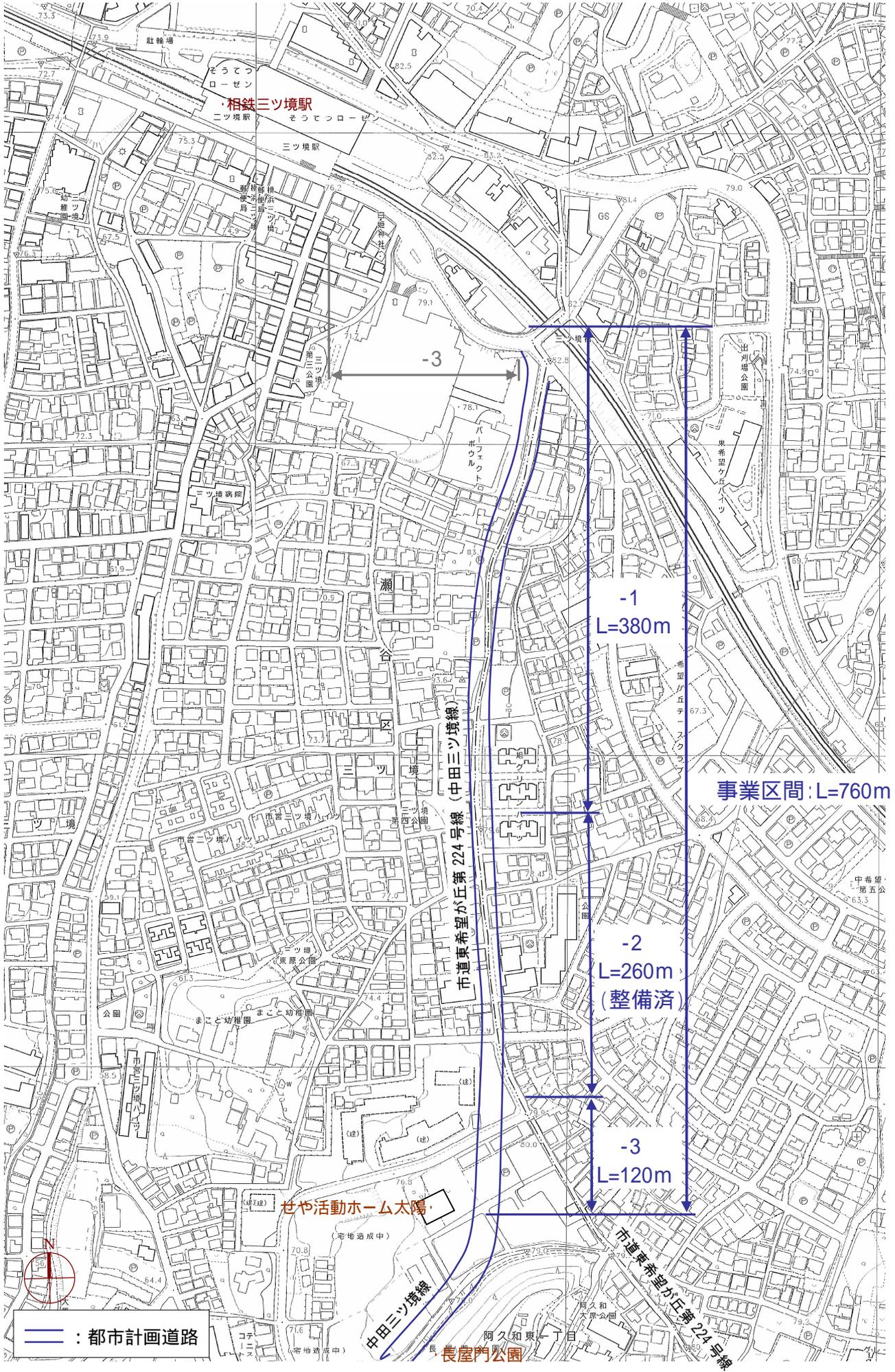
【事業内容】		整備項目	事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保					
	歩道の拡幅	m	245	全線	
道路構造の改修					
	歩道の全面改修	m	245	全線	
	歩道橋の改修	橋			
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-		
	横断勾配の改修	箇所	-		
	縦断勾配の改修	箇所	-		
	舗装の改修	m ²	-		
	排水施設の改修	m	-		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修					
経路誘導の連続敷設	新設	m	177	図示	
	改修	m	-		
交差点等の部分敷設	新設	箇所	4	1～4	
	改修	箇所	-		
その他					
	横断防止柵の設置	m	195	全線	
	転落防止柵の設置	m	-		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】
 アレルギーセンター（旧）再整備および市立二つ橋高等特別支援学校と、それぞれ調整を図り実施



道路特定事業計画書【特定経路】				
経路名	市道東希望が丘第224号線（市道東希望が丘第224号線、中田三ツ境線）			
事業区間	横浜厚木線～せや活動ホーム太陽			
道路延長	760m			
事業実施予定期間	平成18年度～平成21年度			
【整備方針】				
三ツ境駅からせや活動ホーム太陽への主経路であるが、歩道幅員が狭いなどの課題がある。 そのため、道路拡幅による歩道の全面改修を行う。（事業中）				
【事業内容】				
整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	760		
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m	760		
歩道橋の改修	橋			
歩道の 部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-	
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装の改修	m ²	-	
	排水施設の改修	m	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	-	
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	-	
その他				
横断防止柵の設置	箇所	-		
転落防止柵の設置	箇所	-		
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】				

右 図



事業区間：L=760m

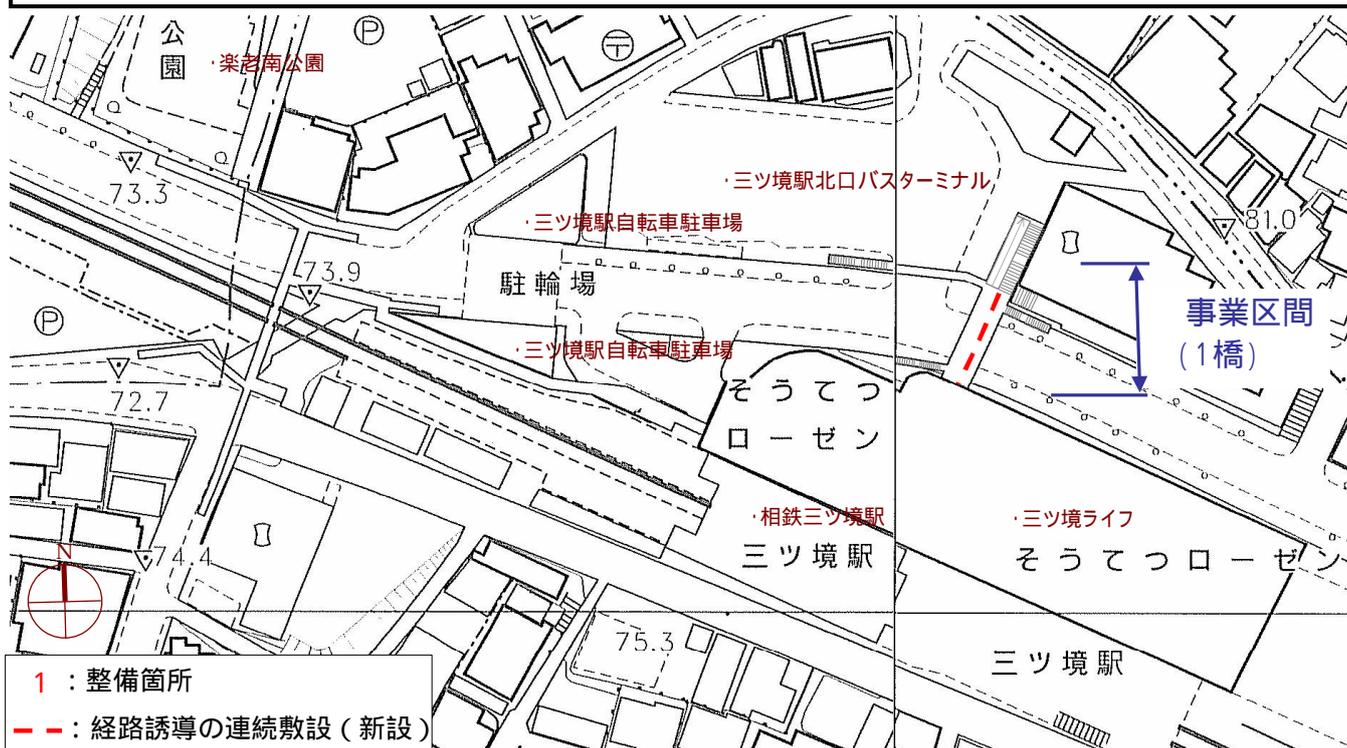
-1
L=380m

-2
L=260m
(整備済)

-3
L=120m

— : 都市計画道路

道路特定事業計画書【準特定経路】			
経路名	駅前歩道橋		
事業区間	三ツ境駅北口歩道橋～北口バスターミナル		
事業延長	(1橋)		
事業実施予定期間	平成20年度		
【整備方針】			
三ツ境駅から北口バスターミナルへの主経路であるが、舗装の老朽化による路面の凹凸等の課題がある。そのため、舗装の改修や連続誘導の新設、2段手すりへの改修等を行う。			
【事業内容】			
整備項目	事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保			
歩道の新設	m		
歩道の拡幅	m		
道路構造の改修			
歩道の全面改修	m		
歩道橋の改修	橋	1	
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	
	横断勾配の改修	箇所	
	縦断勾配の改修	箇所	
	舗装の改修	m ²	
	排水施設の改修	m	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修			
経路誘導の連続敷設	新設	m	
	改修	m	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	
	改修	箇所	
その他			
横断防止柵の設置	m		
転落防止柵の設置	m		
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】			
鉄道事業者と調整を図り実施			

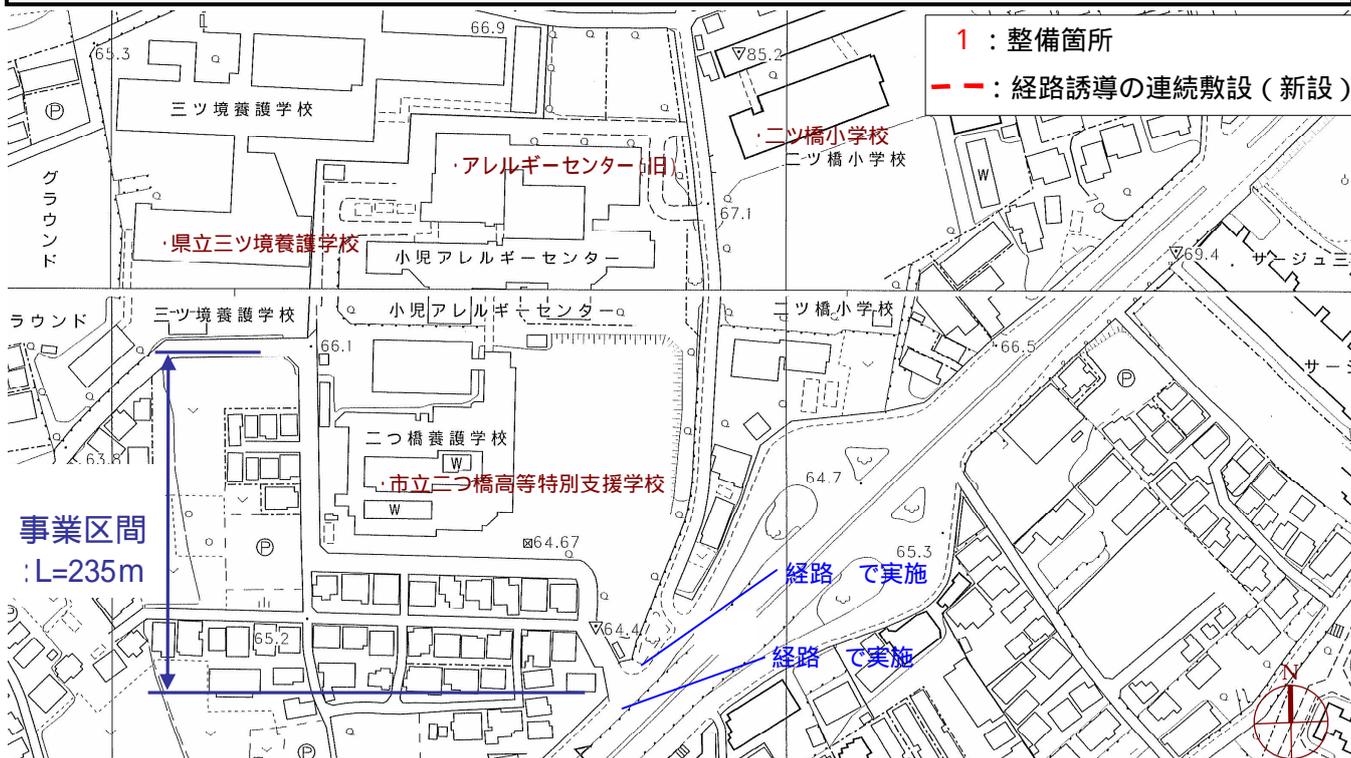


道路特定事業計画書【準特定経路】	
経路名	養護学校前（市道瀬谷第40号線、市道瀬谷第35号線）
事業区間	丸子中山茅ヶ崎線～県立三ツ境養護学校
事業延長	235m
事業実施予定期間	平成21年度～平成22年

【整備方針】
 県立三ツ境養護学校および市立二ツ橋高等特別支援学校への主経路であるが、歩道が整備されていない状況である。そのため、路肩のカラー舗装化や排水施設の改修により歩行者空間の確保を行う。

整備項目		事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保				
歩道の新設	m	-		
歩道の拡幅	m	-		
道路構造の改修				
歩道の全面改修	m	-		
歩道橋の改修	橋	-		
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	-	
	横断勾配の改修	箇所	-	
	縦断勾配の改修	箇所	-	
	舗装の改修	m ²	261	全線
	排水施設の改修	m	203	全線
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				
経路誘導の連続敷設	新設	m	-	
	改修	m	-	
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-	
	改修	箇所	-	
その他				
横断防止柵の設置	箇所	-		
転落防止柵の設置	箇所	-		

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】
 市立二ツ橋高等特別支援学校と調整を図り実施

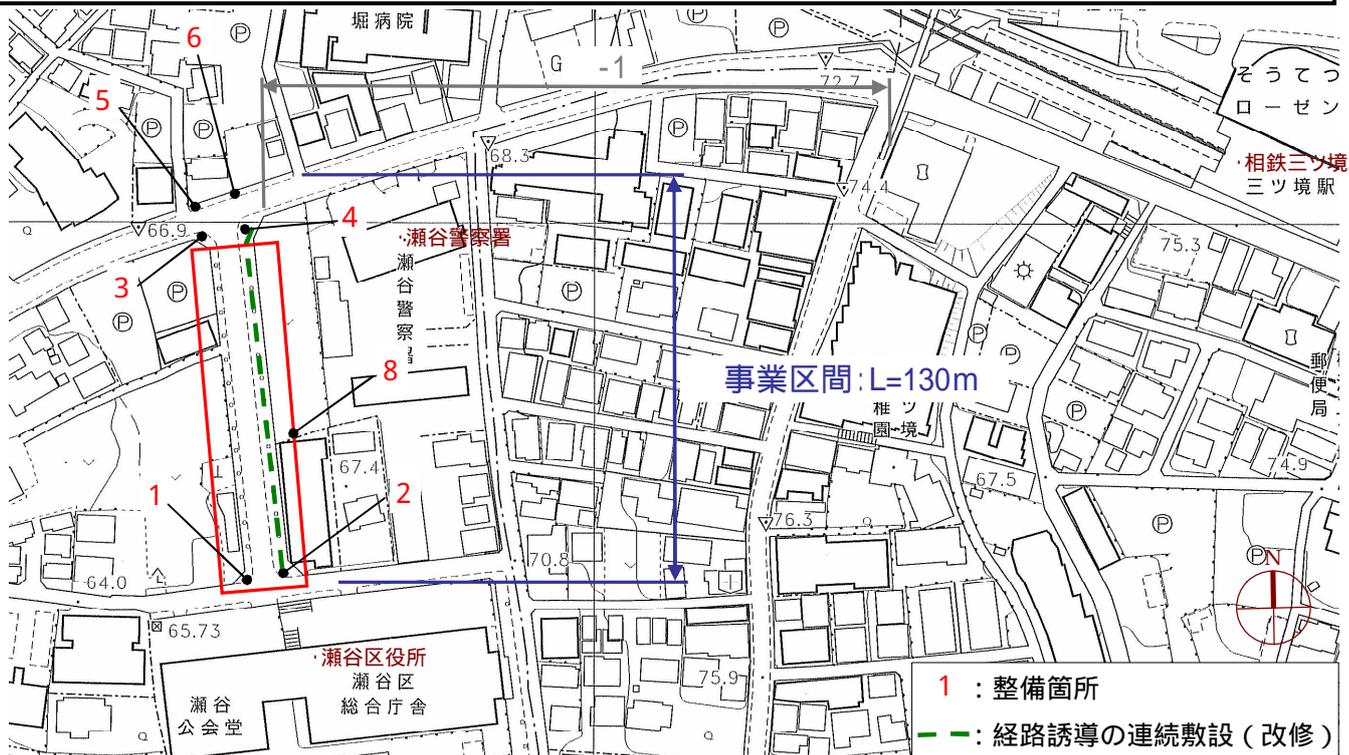


道路特定事業計画書【特定経路】	
経路名	区役所前（市道瀬谷第221号線）
事業区間	横浜厚木線～瀬谷区役所
道路延長	130m
事業実施予定期間	平成21年度～平成22年

【整備方針】
 瀬谷区役所への主経路であるが、一部街路樹の根上がりによる舗装の不陸などの課題がある。
 そのため、新庁舎建替えにあわせて、歩道の全面改修や交差点部の段差・すりつけ勾配の改修を行う

【事業内容】			
整備項目	事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保			
歩道の新設	m	-	
歩道の拡幅	m	-	
道路構造の改修			
歩道の全面改修	m	110	8
歩道橋の改修	橋	-	
歩道の部分改修	段差・すりつけ勾配の改修	箇所	4 3～6
	横断勾配の改修	箇所	-
	縦断勾配の改修	箇所	-
	舗装の改修	m ²	-
	排水施設の改修	m	-
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修			
経路誘導の連続敷設	新設	m	-
	改修	m	120 図示
交差点等の部分敷設	新設	箇所	-
	改修	箇所	6 1～6
その他			
横断防止柵の設置	箇所	-	
転落防止柵の設置	箇所	-	

【事業実施に際して配慮すべき重要事項】
 新庁舎建替え事業と調整を図り実施



(3) その他の取組み内容

「道路特定事業」により、バリアフリー化を図る対象経路が有効に活用されるためには、沿道をはじめとする市民の皆様の協力が不可欠です。

道路管理者として取組む内容について以下に示します。

市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。

移動の妨げとなる道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。

案内サインの整備については、横浜市が基本構想に位置づけられた主要な施設までの経路について、全体計画を作成します。各事業者と調整し、道路上の案内サインについて、設置を行っていきます。

7. 道路特定事業計画の推進にあたって

「交通バリアフリー法」に基づき進める道路整備は、平成22年までに重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、一人一人がお互いを理解するとともに、すべての人が安全で快適に移動できる歩行者空間ネットワークの形成を目指しますので、皆様のご協力をお願いします。

横 浜 市
三ツ境駅周辺地区道路特定事業計画

平成 1 9 年 4 月

横浜市瀬谷区瀬谷土木事務所
横浜市瀬谷区三ツ境 1 5 3 - 7
電話 : 045-364-1105 F A X : 045-391-6974

横浜市道路局道路部施設課
横浜市中区港町 1 - 1
電話 : 045-671-2731 F A X : 045-651-6527